



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

585	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	(危機管理・消防課).....	1
586	包括外部監査契約の締結	(財政課).....	2
587	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
588	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	3
589	〃	(〃).....	3
590	〃	(〃).....	3
591	〃	(〃).....	4
592	〃	(〃).....	4
593	〃	(〃).....	4
594	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	4
595	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	5
596	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	5
597	林業種苗生産事業者の登録証記載事項の変更	(〃).....	5
598	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課).....	6
599	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	7

○ 公安委員会告示

20	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	7
----	---------------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

35	政治団体の届出事項の異動の届出	8
36	資金管理団体の指定の取消しの届出	10
37	政治団体の解散の届出	10
38	政治団体の設立の届出	10

○ 海区漁業調整委員会告示

3	ウミガメの採捕等	11
---	----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第585号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス

設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務

- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所
 高压ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

和歌山県告示第586号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期

平成30年4月1日

- 2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	3,625,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,075,000円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために關係人の出頭を求めたときの当該關係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

- 3 包括外部監査人の氏名及び住所

坂井俊介

大阪府豊中市新千里北町一丁目20番3号

- 4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第587号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年5月28日まで縦覧に供する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年4月27日

2 名称

特定非営利活動法人ふれ愛たび倶楽部

3 代表者の氏名

宮井淳彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山市九番丁4番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や主に高齢者・障害者・疾病患者等に対して、安心・安全・快適な旅行を通して、ゆとりあるライフスタイルを提案・支援する事業を行うことにより、生き甲斐を持てる住民生活向上と活気ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
テラウチ薬局岩出店	岩出市中迫275-9	—	小田垣恵子	平成 30.5.1

和歌山県告示第589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
テラウチ薬局上岩出店	岩出市野上野64-1	—	高橋京子	平成 30.5.1

和歌山県告示第590号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
みらい薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目81番地	—	ト部泰尚	平成 30. 5. 1

和歌山県告示第591号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社サンブリッジ	岩出市吉田297-4	訪問看護ステーションみちラボ	平成 30. 4. 1

和歌山県告示第592号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エール薬局岩出店	岩出市吉田305	森井富雄	平成 30. 5. 1

和歌山県告示第593号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
みらい薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目81番地	ト部泰尚	平成 30. 5. 1

和歌山県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定

により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。
平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
そまの薬局	有田郡湯浅町湯浅935-1	医療機関の所在地	有田郡湯浅町湯浅933	有田郡湯浅町湯浅935-1	平成30.4.1

和歌山県告示第595号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
和海紀森林組合	名称及び主たる事務所の所在地	和海紀森林組合 紀の川市貴志川町神戸327番地1	和海森林組合 海草郡紀美野町神戸市場231番地の2	平成30.4.2

和歌山県告示第596号

平成30年和歌山県告示第466号（以下「告示第466号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方
坂口迪生
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第466号のとおり

和歌山県告示第597号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者から登録の変更について届出があったので、同法第16条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称	住所			
67	和海紀森林組合	紀の川市貴志川町神戸327番地1	生産事業者の氏名又は名称及び住所	和海森林組合 海草郡美里町神戸市場231番地の2	和海紀森林組合 紀の川市貴志川町神戸327番地1

		事業所の名称及び所在地	和海森林組合 海草郡美里町神野市場 231番地の2	和海紀森林組合 紀の川市貴志川町神戸 327番地1
--	--	-------------	---------------------------------	---------------------------------

和歌山県告示第598号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成30年5月11日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県海南市船尾字中濱260番94の地先公有水面

(2) 区域

三等三角点「紀三井寺」（北緯34度09分56.0455秒、東経135度11分57.8289秒）を基点とし、次の各地点のうち、1の地点から10の地点までを順次に直線で結んだ線及び10の地点と1の地点を結ぶ昭和41年3月31日付け和歌山県指令港第130号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.10mにより決定）により囲まれた区域

- 1の地点 基点から226度50分22秒 1,548.90mの地点
- 2の地点 1の地点から347度11分59秒 6.67mの地点
- 3の地点 2の地点から77度11分59秒 0.62mの地点
- 4の地点 3の地点から347度11分59秒 8.08mの地点
- 5の地点 4の地点から77度11分59秒 337.89mの地点
- 6の地点 5の地点から167度11分59秒 0.02mの地点
- 7の地点 6の地点から77度11分59秒 180.85mの地点
- 8の地点 7の地点から167度11分59秒 3.61mの地点
- 9の地点 8の地点から77度11分59秒 0.64mの地点
- 10の地点 9の地点から167度11分59秒 9.23mの地点

(3) 面積

7,202.71 m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県海南市船尾字中濱260番94及び260番95の地内並びに260番94の地先公有水面

(2) 区域

三等三角点「紀三井寺」（北緯34度09分56.0455秒、東経135度11分57.8289秒）を基点とし、次の各地点を順次に直線で結んだ線及びイの地点とロの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 基点から228度40分03秒 1,544.01mの地点
- ロの地点 イの地点から77度11分59秒 360.00mの地点

ハの地点 ロの地点から58度26分06秒 42.25mの地点
ニの地点 ハの地点から77度11分59秒 160.00mの地点
ホの地点 ニの地点から167度11分59秒 73.17mの地点
ヘの地点 ホの地点から280度40分45秒 21.81mの地点
トの地点 ヘの地点から264度20分40秒 20.16mの地点
チの地点 トの地点から256度55分35秒 120.00mの地点
リの地点 チの地点から257度19分51秒 140.00mの地点
ヌの地点 リの地点から257度52分24秒 178.34mの地点
ルの地点 ヌの地点から257度10分19秒 81.67mの地点

(3) 面積

29,506.71m²

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成30年4月26日

和歌山県告示第599号

平成30年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館資料課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヒロカンパニー
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）
資料本体価格の99.9パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日
平成30年2月6日

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第20号**

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成30年5月11日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成30年6月13日（水）から同月15日（金）までの間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成30年5月14日（月）から同月21日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課教習所係（電話073-473-0110 内線363）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年5月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党橋本市 連絡協議会	向井嘉久蔵	会計責任者	杉本俊彦	上田良治	平成 29.10.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
石原かずま後援会	石原文碩	代表者	石原文碩	石原久男	平成 21.2.16
石本一也後援会	石本一也	代表者	石本一也	平川誠治	平成 29.4.1
		会計責任者	磯岡靖美	寺西優	平成 29.4.1
松本貞次後援会	松本貞次	会計責任者	上山正宏	前田幸澄	平成 30.3.28
下崎弘通後援会	塩地健太	代表者	塩地健太	向井朗	平成 30.3.28
世耕弘成後援会中 辺路支部	岡上哲三	主たる事務所の 所在地	田辺市中辺路町北郡1046 -1	田辺市中辺路町栗栖川74 2-5-2-18	平成 30.3.30
ゆたかで住みよい 和歌山県をつくる 会	武内正次	代表者	武内正次	泉敏孝	平成 30.3.25
にさか吉伸すさみ 町後援会	岩田勉	会計責任者	坂口唯之	岩田小百合	平成 30.4.1
仁坂吉伸那智勝浦 後援会	引地稔治	主たる事務所の 所在地	東牟婁郡那智勝浦町大字 市屋717-3	東牟婁郡那智勝浦町大字 天満1-79-3	平成 30.4.1
		代表者	引地稔治	寺本眞一	平成 30.4.1
		会計責任者	東信介	引地稔治	平成 30.4.1
伊都医師連盟	松浦良光	主たる事務所の 所在地	橋本市高野口町名倉186- 1	伊都郡かつらぎ町笠田東 727	平成 29.6.3
		代表者	松浦良光	前田至規	平成 29.6.3
		会計責任者	高野郁晴	北林佳憲	平成 29.6.3
和歌山県「市政・ 町政・村政」見守 り隊	和田天寿	政治団体の名称	和歌山県「市政・町政・ 村政」見守り隊	串本町政・見守り隊	平成 30.4.1
		主たる事務所の 所在地	東牟婁郡串本町潮岬3544	東牟婁郡串本町潮岬1722	平成 30.4.1

その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	武田全弘	政治団体の名称	全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	全国産業廃棄物連合会政治連盟和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟	平成30.4.1

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年5月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
瀧洋一	瀧洋一後援会	平成30.3.25

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年5月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石原かずま後援会	石原文碩	平成30.3.14
瀧洋一後援会	瀧洋一	平成30.3.25
栄隆則後援会	栄隆則	平成30.4.3

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年5月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井本有一後援会	後光則	海野恒信	和歌山市中之島1422番地	平成 30.4.11

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年5月11日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

（定義）

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

（採捕の制限）

2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

（承認の対象）

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認証の携帯）

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

6 この指示の有効期間は、平成30年5月16日から平成31年5月15日までとする。

（制限又は条件）

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

(1) 3の(1)又は(2)に該当する場合

ア 3の(1)又は(2)に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。

イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

(2) 3の(3)に該当する場合

ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。

イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。

ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。